

兵庫県公報

平成27年3月3日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 緊急雇用就業機会創出等事業基金等設置条例の一部を改正する条例（財政課）	1
○ 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	1
公安委員会規則	
○ 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	2

公布された法令のあらまし

- 緊急雇用就業機会創出等事業基金等設置条例の一部を改正する条例（条例第1号）
妊婦健康診査支援基金、地域づくり活動支援基金及びワクチン接種緊急事業基金を廃止することとし、所要の整備を行うこととした。
- 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）
勤務の特殊性及び国の同種の手当の支給状況を考慮し、警察職員が遠隔地水上警戒業務に従事したときに特殊勤務手当を支給することとし、所要の整備を行うこととした。
- 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第1号）
警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正により、遠隔地水上警戒業務に従事した職員に対して特殊勤務手当が支給されることに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

条 例

緊急雇用就業機会創出等事業基金等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第1号

緊急雇用就業機会創出等事業基金等設置条例の一部を改正する条例

緊急雇用就業機会創出等事業基金等設置条例（平成21年兵庫県条例第2号）の一部を次のように改正する。
別表妊婦健康診査支援基金の項、地域づくり活動支援基金の項及びワクチン接種緊急事業基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第2号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第50号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第1号の3の次に次の1号を加える。

(1)の4 遠隔地水上警戒業務 1日につき1,100円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月3日

兵庫県公安委員会

委員長 塚 本 哲 夫

兵庫県公安委員会規則第1号

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

条例第2条第1項第1号 の3の作業	当該作業に従事する職員として本部長が指定するもの	日額1,100円
----------------------	--------------------------	----------

」

を

「

条例第2条第1項第1号 の3の作業	当該作業に従事する職員として本部長が指定するもの	日額1,100円
条例第2条第1項第1号 の4の業務	当該業務に従事する職員として本部長が指定するもの	日額1,100円

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。